公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４７号
北海道岩見沢市７条東８丁目４番地30　グリーンマンション103
債務者　瀧川まゆみ
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第５３号
北海道岩見沢市南町５条１丁目２番15号
債務者　安西　儀朗
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１９３号
盛岡市東安庭３丁目３番７号　Ａ棟
債務者　近田　孝行
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１９４号
盛岡市東安庭３丁目３番７号　Ａ棟
債務者　近田　佳子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２１０号
相模原市緑区寸沢嵐2868番地９
債務者　前田　玄輔
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２２１号
相模原市南区大野台３丁目22番２号　ハイツヤヨⅡ206
債務者　奥　　重則
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第５６号
新潟県上越市浦川原区虫川1668番地２
債務者　高橋　俊高
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第６１号
新潟県上越市南新町２番４―62号市営南新町住宅４棟62号
債務者　鈴木　義雄
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第４８号
愛知県瀬戸市原山台７丁目12番205号
債務者　加藤　静枝
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９５号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字中屋敷93番地３棟302号
債務者　西島　正躬
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１５号
和歌山県新宮市三輪崎２丁目13番４号
債務者　西　　克之
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第６４号
岡山県津山市河辺1901番地２
債務者　福田　耕二
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１４９号
福岡県久留米市梅満町1590番地４
債務者　馬場崎治光
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１５０号
福岡県久留米市篠原町４番地10　トーカンマンション久留米駅東508号、前住所川崎市高津区溝口２丁目14番16号　シティハビタットＣ111
債務者　藤澤　英臣
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３４号
福岡県大牟田市三川町４丁目50番地１
債務者　石橋　豊喜
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第３７号
福岡県大牟田市通町１丁目５番地６
債務者　池松　武文
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１６４号
長崎県長崎市西山３丁目４番11号　柿田アパート２号室、旧住所長崎県長崎市青山町20番３―302号
債務者　神尾　元喜（旧姓石川、旧名ほたる）
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係